

2018年12月5日

久留米市長  
大久保 勉 様

## 久留米市障害者差別禁止条例に関する要望書

久留米市障害者差別禁止条例をつくる会  
世話人代表 荒 卷 孝 信 ㊞

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、全ての人と共に生きる共生社会の実現に邁進されていること、殊に、障害者福祉分野においては、制度に沿ったサービスの提供のみならず、個人の事情に合わせた臨機応変な対応を試みるなど、障害者差別の解消と基本的人権の尊重を體現すべく、率先努力されていることに対し、深く敬意を表します。



さて、私ども「久留米市障害者差別禁止条例をつくる会」は、一昨年4月に施行された、『障害者差別解消法』をより実効性のあるものにするため、本年5月に結成され、現在、市内35団体の参加により、これまで月2回の会議、それぞれの障害を知るための学習会や『障害者差別解消法と条例づくりについて学ぶ』をテーマにした講演会などを実施して参りました。そんな中、条例づくりにおいて行政との関わりが何より必要と感じ、協議を進めているところです。

『障害者差別解消法』は、その冒頭で「障害を理由とする差別の解消と基本的人権の尊重」を謳い、障害者問題を福祉の問題だけに留まらず、差別、人権の問題として位置づけた画期的なものです。中でも、差別を解消するための合理的配慮の提供を例外規定を持ちつつも義務化したことは、評価すべきでしょう。しかしながら、法の施行から2年余り、障害者を巡る状況は変わらず、虐待や差別事件は枚挙にいとまがなく、その上、様々な要件を付けたため、「合理的配慮の提供」は進まず、差別解消を促進するにはほど遠い状況が続いております。

平成29年8月の内閣府世論調査によると、8割を超える人が、障害のある人に対する差別や偏見があると回答しており、久留米市においても同じようなことが言えるのではないのでしょうか。このような現状を変えるため、根拠法としての『障害者差別解消法』とそれを補完する市独自の条例が必要だと考えております。

『障害者差別解消法』は元より、年齢や性別で対象範囲が変わるものではなく、高齢化社会の渦中にある今日、誰もが障害者となり得ることを鑑みれば、条例を整備し、どのような状態に陥っても差別を許さず、人権を尊重することが、結局は市民全体の安心した生活を保障することに繋がることと思います。

以上のことを踏まえ、下記の事項について要望します。

## 記

1. 久留米市独自の障害者差別禁止条例をつくって下さい。
2. その際、条例づくりに多様な当事者団体が参画できるようお願いします。

以 上

連絡先住所： 久留米市長門石 1 - 1 - 3 4

久留米市総合福祉センター内

久留米市手をつなぐ育成会

電話・FAX： 0942-38-4353